

親任官任命(二名)

内閣人	第一八〇号	案	起	平成一八年一〇月二日	決定	平成八年一〇月三日
裁可	上奏	平成	年	月	年	月
平成	年	月	日	月	日	日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

内

内閣總務官

季

原

五



菅 国務大臣

菅

柳澤 国務大臣

柳

長勢 国務大臣

長勢

松岡 国務大臣

松

麻生 国務大臣

麻生

甘利 国務大臣

甘

尾身 国務大臣

尾身

冬柴 国務大臣

冬

伊吹 国務大臣

伊吹

若林 国務大臣

若

大田 国務大臣

大

久間 国務大臣

久

佐田 国務大臣

佐

塩崎 国務大臣

塩

山本 国務大臣

山

溝手 国務大臣

溝

鷹

最高裁判所長官町田 顯は裁判所法第五十条の規定により十月十五日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事島田仁郎を最高裁判所長官に指名し、左のとおり

閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所判事 島田 仁郎

最高裁判所長官に任命する

裁判所								
年号		出生地		現住所		本籍		氏名
月	日	事	項	年月日	旧氏名	出生の年月日		
四	四	司法試験第二次試験合格	序	昭和十三年十一月二十二日	島 しま	島 しま	島 しま	島 しま
一〇	一〇	東京大学法学部卒業	名	昭和十三年十一月二十二日	田 だ	田 だ	田 だ	田 だ
四二	四二	司法修習生を命ずる			仁 に	仁 に	仁 に	仁 に
一〇	一〇	司法修習生の修習終了			郎 郎	郎 郎	郎 郎	郎 郎
東京簡易裁判所判事に兼ねて任命する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	東京地方裁判所判事補に補する	東京家庭裁判所判事補に補する	司法試験管理委員会				
最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所				

2丁				裁判所				島田仁郎
年号	月	日	事項	序名				
昭和四三	七	一六	名古屋地方裁判所判事補に補する					
四九	四八	四	兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する					
四	四	"	名古屋簡易裁判所判事に補する					
一	二〇	二〇	簡易裁判所判事兼判事補に任命する					
大阪地方裁判所判事補に補する	大阪簡易裁判所判事に補する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所
最高裁判所				最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所

3丁				裁判所							島田仁郎				
年号	月	日	項	内閣	序名										
昭和四九	四	九	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事		補につき任期終了		判事に任命する		最高裁判所		内閣		島田仁郎		
五九	五	一〇	五九	五八	五七	五六	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	
"	四	九	"	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
一〇	九	一二	五九	五八	五七	五六	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	
判事に任命する				最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く		司法研修所教官に充てる		東京地方裁判所判事に補する		大阪地方裁判所判事に補する		最高裁判所		内閣	
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了				最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く		司法研修所教官に充てる		東京地方裁判所判事に補する		大阪地方裁判所判事に補する		最高裁判所		内閣	
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所		内閣	
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所		内閣	
法制審議会幹事に任命する				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所		内閣	
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所		内閣	
内閣				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所		内閣	

4丁		裁判所									
年号	月	日	事		項		府		島田仁郎		
昭和五九	四	一〇	東京地方裁判所判事に補する								
"	"	"	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる								
六四	六三	六二	六一	六〇	五	一二	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる				
一	"	六	一	一	五	七	法制審議会幹事に任命する		最高裁判所		
一	二三	八	一	一	一五	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる					
部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所		
法制審議会刑事法部会委員に任命する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法制審議会幹事を免ずる	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省			
最高裁判所	"	法務省	"	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省			

裁判所										年号	月	日	事項	府名	島田仁郎	
平成元年八月二十五日	最高裁判所	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所審議会委員に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	法務省						
五	四	三	二	一〇	六	二三	二〇	三	二〇	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所
一〇	六	一〇	一〇	一〇	一〇	二三	二〇	三	二〇	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所
三	二三	二〇	三	二〇	二〇	二三	二〇	三	二〇	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所
法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所
法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所
法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法務省	矯正保護審議会幹事に任命する	任期は平成元年十月十九日までとする	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会幹事に任命する	矯正保護審議会委員に任命する	最高裁判所

裁判所										年号	月	日	事項	法務省	序名
平成	五	六	一〇	二〇	二一	二二	二三	二四	二五						
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	矯正保護審議会委員に任命する					
"	"	"	四	"	"	"	"	"	"	簡易裁判所判事に兼ねて任命する					
"	一〇	"	九	"	"	"	"	"	"	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる					
宇都宮地方裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所長を命ずる	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する	"	最高裁判所	内閣	内閣	法務省	島田仁郎	
内閣									"						

裁判所								年号	月	日	事項	序名	島田仁郎
平成	六	五	二〇	二九	二九	二九	二九						
〃	一一	一一〇	九	〃	〃	兼官を免ずる	浦和地方裁判所判事に補する	宇都宮簡易裁判所判事に補する	宇都宮地方裁判所長を命ずる				
四	一		一	一	一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	矯正保護審議会委員を免ずる者に指名する	宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する				
一	一		一	一	一	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所	最高裁判所				
司法研修所教官に充てる			〃	〃		部の事務を総括するものの指名を解く		内閣					

7丁

8丁

裁判所

年号	月	日	事項	最高裁判所	庁名
平成一三	二	二一	司法研修所長に補する		
平成一四	二	二一	高等裁判所長官に任命する		
平成一五	二	二一	仙台高等裁判所長官に補する		
平成一六	二	二一	大阪高等裁判所長官に補する	最高裁判所	島田仁郎
平成一七	一	七	最高裁判所判事に任命する	最高裁判所	
平成一八	一	二九	検察官適格審査会予備委員に任命する	内閣	
平成一九	一	二八	検察官適格審査会委員に任命する	法務省	
平成二〇	一	二七	検察官適格審査会委員に任命する		